

○ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例

平成16年3月25日条例第9号

ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例

（目的）

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨て等を禁止し、きれいなまちづくりを市民、事業者及び市が協働して進めていくことに関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き缶等 飲料水又は食品を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトル、袋その他の容器（以下「容器包装」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- （2）ポイ捨て 空き缶等を回収容器、ごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- （3）市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （4）事業者 市内において、事業活動を行うものをいう。
- （5）所有者等 市内に土地又は建物（以下「土地等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり（以下「きれいなまちづくり」という。）に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市長は、きれいなまちづくりに関する施策を実施するときは、市民、事業者及び所有者等が自主的に行うきれいなまちづくりに関する活動が促進されるよう配慮しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は適正に処理し、きれいなまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、その居住等する周辺を清潔にし、地域における清掃活動に積極的に参加するなどきれいなまちづくりに努めなければならない。

3 市民は、この条例の目的を達成するため、市長が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、市内に有する事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において清掃活動を行うなどきれいなまちづくりに努めなければならない。

2 空き缶等のポイ捨ての原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、容器包装の回収に努め、消費者に対し、きれいなまちづくりに対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市長が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

（所有者等の責務）

第6条 所有者等は、その土地等及びその周辺の良好な環境を保全するため、必要に応じて土地等の清掃、草刈り等を実施するなどみだりに物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

（ポイ捨ての禁止）

第7条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

（投棄の禁止）

第8条 何人も、家庭電化製品、家具、タイヤ、一般家庭ごみ等の投棄をしてはならない。

（遺棄及び放置の禁止）

第9条 何人も、飼い犬、飼い猫その他飼育動物（以下「飼い犬等」という。）を遺棄してはならない。

2 何人も、飼い犬等のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。

（落書きの禁止）

第10条 何人も、公共の場所及び公共の建造物に落書きをしてはならない。

（回収容器の設置及び管理）

第11条 容器包装に収納した飲料等を自動販売機で販売しようとする者は、容器包装の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

（喫煙の場所等の制限）

第12条 何人も、たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、安全を確保するため、喫煙をする際、灰皿等のたばこの吸い殻を収容する容器が設置されている場所での喫煙に努めなければならない。ただし、吸い殻入れ等のたばこの吸い殻を収容する容器等を携帯し、これを使用しているときは、この限りでない。

（市民の自主的組織活動への支援）

第13条 市長は、きれいなまちづくりの推進に関する市民の自主的な組織活動を支援することができる。

（環境指導員）

第14条 市長は、きれいなまちづくりの推進に関し必要な啓発、指導その他の活動を行わせるため、塩尻市環境指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 市長は、この条例の施行のため必要な限度において、指導員をポイ捨て等が行われている土地等に立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

3 前項の規定による立入りをし、調査を行う指導員は、証明書を携帯し、請求があったときはその証明書を提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(通報)

第15条 第7条から第10条までの規定に違反する行為を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めるものとする。

(指導又は勧告)

第16条 市長は、第6条から第11条までの規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて清掃等必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(命令)

第17条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者のうち、第7条から第10条までの規定に違反すると認められた者が、正当な理由なく市長の指導又は勧告に従わないときは、その者に対して、指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表される者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第20条 第17条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の規定は、平成16年10月1日から施行する。

---